

## 令和7年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」賞状筆耕業務に係る見積書の徴取について

このことについて、地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行いますので、下記により見積書の提出をお願いします。

### 記

- 1 業務名  
令和7年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」賞状筆耕業務
- 2 業務内容  
毛筆による受賞者氏名、表彰式日付及び和歌山県知事名の記入（11枚）
- 3 業務期間  
契約日から令和7年12月15日（月）まで
- 4 成果の納入  
原稿受領後21日以内に毛筆による筆耕業務を終えた賞状等（以下「成果品」という。）を和歌山県障害福祉課に提出するものとする。  
ただし、これにより難しい場合は、その都度協議して定めるものとする。
- 5 契約の相手方の決定方法  
有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者
- 6 契約の相手方の決定日時  
令和7年11月7日（金）17時00分
- 7 契約の相手方の選定基準  
地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- 8 見積書宛先  
和歌山県知事
- 9 見積書の提出期限及び提出場所
  - (1) 提出期限  
令和7年11月7日（金）17時00分
  - (2) 提出場所  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
- 10 その他  
業務内容等で不明な点がある場合は、障害福祉課計画調整班洲脇まで連絡をお願いします。  
（電話：073-441-2532）